

夢コミュニティ小坂 規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本コミュニティは、夢コミュニティ小坂（以下、「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市出石町福居946 豊岡市立小坂地区コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、豊岡市地域コミュニティに関する条例（豊岡市条例第38号）によって認定されたコミュニティであって、小坂小学校区内（以下、「地区」という。）の住民及び協力団体が一致団結し、文化・スポーツ振興など生涯学習の推進を図るとともに、「つながる心 のびゆく 小坂」をめざし、地区の課題解決や地域振興、福祉、防災、人づくり活動等を自主的、主体的に行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題解決や、まちづくり推進に必要な事項に関すること。
- (2) 地区民の保健衛生・福祉に関すること。
- (3) 地区民の生涯学習、スポーツ振興、健康増進に関すること。
- (4) 青少年健全育成に関すること。
- (5) 地区の防災・防犯に関すること。
- (6) 地区の文化事業推進に関すること。
- (7) 地区の農業振興、環境保全等に関すること。
- (8) 会員相互の連携と親睦に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組 織・役 員

(会員)

第4条 本会の会員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区内に組織されている団体 ※別表1に掲げる団体（以下、協力団体という。）
- (3) その他会長が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 本会に次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(3) 部会

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議、決定する。また、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに会計監事から開催の請求があったとき開催する。
 - (1) 予算、決算および事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員を選任・解任に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に重要と考えられること。
- 4 総会は、代議員の過半数（委任状含む）の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。
- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから議長が指名した2名が署名捺印する。
- 6 総会は、公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(代議員)

第7条 代議員の構成は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 各区区長 | 13名 |
| (2) 各区から推薦を受けた者 | 26名 |

(代議員の任務)

- 第8条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し決定する。
- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、常時意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(役員会)

- 第10条 役員会は、会計監事を除く役員をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
- (1) 総会に付議する案件
 - (2) 本会の運営並びに事業等の進捗状況の審議及び事業評価
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の施行に関する事項
- 2 役員会の議長は会長があたる。

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 (うち 1 名は区長会長とする) |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 部 会 長 | 3 名 |
| (5) 副部会長 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 2 名 (区長会から推薦を受けた者) |
- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第 12 条 前条 (1)、(2)、(6) の役員は、地区住民の中から区長会が推薦し、総会において決定する。

- 2 会長は、顧問を委嘱するときは総会に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第 13 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 部会長、副部会長は、各部会の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を総轄する。
- (5) 会計監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。
- (6) 顧問は会長又は役員会の諮問に応える。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員の補充をしなければならない。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第 15 条 本会に部会を置く。

- 2 部会は次のとおりとし、目標とする主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) あんしん・助け合い部会
 - ・地域防災の推進に関すること。
 - ・防犯活動に関すること。
 - ・交通安全の啓発に関すること。
 - ・その他、防災・防犯・交通安全に関すること。
 - ・登下校時の防犯パトロールに関すること。
 - ・高齢者・障がい者・児童福祉に関すること。
 - ・その他、地域福祉に関すること。

(2) 人づくり部会

- ・生涯学習の推進に関する事。
- ・各種スポーツ振興に関する事。
- ・健康増進事業に関する事。
- ・青少年育成に関する事。
- ・あいさつ運動の実施に関する事

(3) 里おこし部会

- ・文化事業を推進し郷土愛を育てる活動の実施に関する事。
- ・自然環境にやさしい地域づくりに関する事。
- ・快適な生活環境づくりに関する事。
- ・その他、まちづくり、農業振興、環境保全に関する事。

- 3 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 4 部会員は、各区から選出された者をもって構成する。
- 5 各部会に部会長1名と副部会長1名以上を置く。
- 6 部会長及び副部会長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 部会長は、担当部会の企画、運営にあたる。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは職務を代行する。
- 9 部会は、部会長が招集する。

第3章 各区コミュニティセンター

(各区コミュニティセンター)

- 第16条 小坂地区コミュニティ事業の充実を期するため、各区にコミュニティセンターを置く。
- 2 各区コミュニティセンターは、小坂地区内の行政区に設置された集会施設とする。
 - 3 各区コミュニティセンター長は、各区長をもってあてる。
 - 4 各区コミュニティセンター長は、会長が委嘱し任期は1年とする。
 - 5 各区コミュニティセンター長は、会長が召集する会議に出席し意見を述べる事ができる。

第4章 事務局

(事務局)

- 第17条 本会の事務及び会計処理のため、事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び事務局員若干名を置く。
 - 3 事務局の運営に関する必要事項は別に定める。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、豊岡市の交付金、補助金、寄付金、第4条(1)の会員からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月28日から施行する。
- 2 平成29年3月31日をもって小坂地区公民館規約等は廃止する。
- 3 この規約は一部を改訂し、平成29年4月21日から施行、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (第4条(2)関係)

番号	協力団体
1	小坂駐在所
2	出石防犯協会小坂支部
3	社会福祉協議会出石地区センター
4	出石消防団第8分団
5	出石消防団第9分団
6	小坂地区民生児童委員
7	小坂地区寿会
8	小坂地区スポーツ推進委員
9	スポーツクラブ21小坂
10	小坂幼小PTA
11	小坂小学校
12	小坂幼稚園
13	小坂保育園
14	小坂校友会
15	室見台土地改良区
16	出石北土地改良区
17	小坂西部土地改良区
18	見性寺井堰土地改良区
19	小坂地区農会長